

## 第7号様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- 3 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また記載すべき金額が赤字額になるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。
- 7 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。
- 8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付してください。
- 9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額④」の欄は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と②の欄に記載した金額の合計額と同額になります。